

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

### ○報酬算定・運営基準

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について（平成28年度後期分）」

「平成29年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」

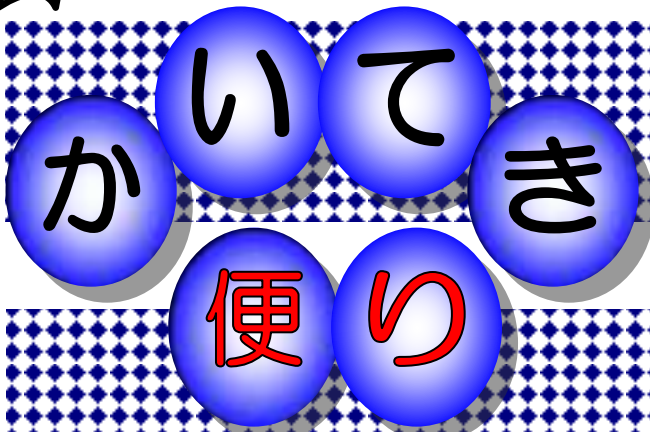
「平成29年度介護職員処遇改善計画書について」

### ○お知らせ

「介護サービス情報公表システム」のドメインの変更について」

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について」

「高齢者見守り人材向け出前講座」受講 受付中！」



平成29年3月1日発行 第152号

## 報酬算定・運営基準

### ○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成28年度後期分)

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都（※）に提出する必要があります。平成28年度後期分（平成28年9月1日から平成29年2月28日まで）の提出期間は3月1日から3月15日までになります。

※ 中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくこととなります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成28年度前期は減算に該当していなかったが、平成28年度後期から減算に該当する
- ② 平成28年度前期は減算に該当していたが、平成28年度後期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001（住所不要） 東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当

平成28年4月1日より、地域密着型通所介護が居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象となりました。提出書類の様式とQ&Aが変更されています。変更後の提出書類の様式やQ&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

#### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算（平成28年度前期分以降）のページです。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/27\\_gensan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html))

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

## ○ 平成29年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

ついては、平成29年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成28年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成29年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成28年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所または、平成29年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。

**（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）**

**受付期間 平成29年3月1日から3月15日（水曜日）まで【期限必着】**

計算方法や必要書類等の案内は、下部 URL からダウンロードできます。

### ◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション（老人保健施設除く）」

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【提出及び問合せ先】 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階  
公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

### ◆通所リハビリテーション（老人保健施設みなし指定）

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及び問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階  
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

## ○ 平成29年度介護職員処遇改善計画書について

例年2月末までに、事業者から来年度の介護職員処遇改善計画書のご提出を受けております。

来年度は国にて介護職員処遇改善加算の改定を予定しておりますが、改定内容がまだ確定しておりません。よって、介護職員処遇改善計画書のご提出につきましては、改定内容の詳細が国にて示され次第お知らせいたしますので、それまでしばらくお待ちください。

なお、確定しましたら、下記ホームページにてお知らせいたします。

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載します。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

【参考】 改定の案について平成29年1月18日に開催されました社会保障審議会介護給付費分科会（第135回）の資料が下記厚生労働省のホームページに掲載されています。

【厚生労働省ホームページ】→介護・高齢者福祉>介護給付費分科会>社会保障審議会（介護給付費分科会）<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

【問合せ先】 介護保険課 介護職員処遇改善加算担当 TEL 03-5320-4343

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

お知らせ

## ○ 「介護サービス情報公表システム」のドメイン変更について

サイトのなりすまし、偽装サイトへの誘導等を防止するため、情報公表システムのドメインが変更されます。3月15日（水）以降は、新ドメインでアクセスしていただく必要がございますので、ご注意ください。

3月14日まで : <https://www.kai.gokensaku.jp/houkoku/13/>

3月15日以降 : <https://www.kai.gokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/13/>

※ドメインの変更に伴い、お気に入りやブックマークの再登録が必要です。

【報告方法及び公表内容のお問合せ先】

指定情報公表センター TEL 03-3344-8630

FAX 03-3344-8594

【本制度のお問合せ先】

介護保険課介護保険担当 TEL 03-5320-4291

FAX 03-5388-1395

## ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

特定接種を受けるためには、事前の登録が必要です。

※特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う従業者の従業員に対して臨時に行う予防接種のこと。

○申請受付締切 平成29年3月17日(金)

### 登録方法

特定接種管理システム上で登録申請書に必要事項を入力する。

特定接種管理システム <https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

訪問介護事業所及び訪問入浴事業所の登録については、

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」をご覧ください。

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービスの登録については、

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/oshirase/index.html>

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」をご覧ください。

### 参考

厚生労働省ホームページ

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

お知らせ

## ○「高齢者見守り人材向け出前講座」受講 受付中！

無料

★消費者被害防止の3ステップ「気づく！」「声掛け！」「センターにつなぐ！」

—福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！—

受講された方にはテキスト「高齢者見守りハンドブック」を差し上げます！



高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口、対策、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年3月31日（金曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	<b>申込者</b> 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者ネットワークの関係者、区市町村等 <b>受講者</b> 原則10人以上の高齢者を見守る方々
申込受付期限	平成29年3月7日（火曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）  
>高齢者見守り人材向け出前講座  
([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局  
FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>  
TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）